



令和5年2月28日
大臣官房技術調査課
総合政策局 公共事業企画調整課
道路局 国道・技術課
国土技術政策総合研究所

令和5年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきています。

今般、令和5年度から適用する新基準等として、時間外労働規制の適用への対応や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 TEL：03-5253-8111(代表)

大臣官房技術調査課 TEL：03-5253-8221(直通)

総合政策局公共事業企画調整課 TEL：03-5253-8286(直通)

道路局 国道・技術課 TEL：03-5253-8498(直通)

国土技術政策総合研究所 TEL：029-864-2677

<土木工事関連>

工 事 全 般：大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 藤浪 (内線22353)

土木工事共通仕様書等：大臣官房技術調査課 課長補佐 吉田 (内線22352)

標準歩掛・機械等損料：総合政策局公共事業企画調整課 課長補佐 渡邊 (内線24953)

ICT施工技術基準類：総合政策局公共事業企画調整課 課長補佐 岡本 (内線24921)

施工パッケージ型積算：国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター

社会資本システム研究室長 瀬崎

<電気通信関係(工事・業務)>

大臣官房技術調査課 課長補佐 黒澤 (内線22374)

<鋼橋積算基準関係>

道路局 国道・技術課 課長補佐 掛田 (内線37865)

<業務関係>

大臣官房技術調査課 課長補佐 樋口 (内線22333)

1. 時間外労働規制の適用への対応

(1) 週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ（参考資料1～7ページ）

令和6年4月の改正労働基準法適用に向け、これまで取り組んできた直轄土木工事における週休2日モデル工事の実施率は90%超に到達しました。

今後は、月単位での週休2日の確保など、休日の「質の向上」に向けた施策をパッケージで推進します。

(2) 時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化（参考資料8ページ）

朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握し、標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映しました。

来年度以降も、実態調査結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映するとともに、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討する予定です。

(3) 工事積算における熱中症対策の充実（参考資料9ページ）

猛暑日を考慮した工期設定となるよう、「工期設定指針」を改定します。

また、官積算で見込んで以上に猛暑日が確認され、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算します。

2. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛（参考資料11ページ）

平成23年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）、平成28年熊本地震（熊本県内）、平成30年西日本豪雨（広島県内）の被災地では、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生しています。

このため、実態調査結果等に基づき、一部数値を見直した上で、歩掛の日当り標準作業量を補正するとともに（復興歩掛）、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を補正する措置（復興係数）を継続します。

(2) 総価契約単価合意方式（後工事の間接費の調整について）（参考資料12ページ）

前工事契約後、後工事契約までに間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の率式を改定した場合に対応するため、それらを反映する「調整率」を新たに導入します。

3. 共通仕様書等の改定

(1) 工事関係

土木工事共通仕様書、施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書について、改正された各種基準類との整合を図るとともに、ICT技術の全面的な活用を推進するため、一部改定します。

また、「施工計画書」「工事完成検査」「既済部分検査」等の各段階において、週休2日の取組状況を確認することを新たに規定します。

(2) 業務関係

測量業務共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

4. その他の現場実態を踏まえた改定

(1) 土木工事関係

1) ICT施工における積算基準の当面の運用（参考資料13ページ）

地域を地盤とする企業でのICT施工の取組が拡大しているほか、3次元データを活用した設計・施工の内製化も進んでいます。

このため、3次元出来形管理、3次元データ納品等の経費については、より実態に即した積算となるよう、当面、補正係数により算出される金額と見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とします。

2) 土木工事標準歩掛（参考資料14ページ）

<新規制定【3工種】>

- ① 浚渫工（バックホウ浚渫船）（ICT）、
- ② 砂防土砂仮締切・砂防大型土のう仮締切、
- ③ 橋梁検査路架設工

<日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【7工種】>

- ① 原動機燃料消費量、② 深礎工、③ 足場工、
- ④ 浚渫工（バックホウ浚渫船）、⑤ ポストテンション桁製作工、
- ⑥ プレキャストセグメント主桁組立工、⑦ PC橋片持架設工

<廃止工種【6工種】>

- ① 法面工（法面施肥工）、② 砂防（仮設備工）、
- ③ 集水井工（プレキャスト土留工法）、
- ⑤ 道路清掃工（ガードパイプ清掃工）、⑥ プレビーム桁製作工（現場）

3) 施工パッケージ型積算関係 (参考資料 15 ページ)

<新規制定【3 工種】>

- ①現場発生品及び支給品費、②モルタル練工、
- ③排水構造物工 (ヒューム管)

<日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【2 工種】>

- ①コンクリートブロック積 (張) 工、②目地・止水板設置工

<廃止工種【6 工種】>

- ①人力土工 (岩石)、②堤防天端補修工、③野芝種子吹付工、
- ④ボックスビーム設置工、⑤トンネル内装板設置工、
- ⑥路肩整正 (人力による土はね)

(2) 鋼橋製作工関係 (参考資料 16 ページ)

鋼橋製作工の歩掛、副資材費について、製作現場の実態を踏まえ、改定します。また、桁輸送費について、燃料費などの輸送費用の実態を踏まえ、改定します。

(3) 電気通信工事に関する歩掛の改定 (参考資料 17 ページ)

- ①直流電源設置工

(4) 設計業務等標準歩掛 (参考資料 18 ページ)

<土木設計業務 橋梁予備設計の改定項目【4 項目】>

- ①標準歩掛、②地震時保有水平耐力法による耐力照査、
- ③関係機関との協議資料作成、④現地踏査

<土木設計業務 橋梁詳細設計の改定項目【3 項目】>

- ①橋台工 (逆 T 式橋台) ②橋台基礎工 (場所打杭 (深礎杭を除く))、
- ③架設計画 (1 工法) 架設工法 (Ⅲ)

<調査、計画業務 橋梁定期点検業務の改定項目【2 項目】>

- ①状態の把握 (点検) ②点検調書の作成 (状態の把握 (点検))

適用スケジュール (参考資料 19 ページ)

1. ～ 4. の改定内容については、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。(個別に適用時期を示しているものは除く)

ただし、2. (1)、4. (1) 2)、3)、(2)、(3)、(4) については、令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に入札書提出締切日が設定されるものを対象として、契約後に改定内容に基づいた変更をすることができます。

令和5年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

総合政策局 公共事業企画調整課

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1. (1) 直轄土木工事における週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、
月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

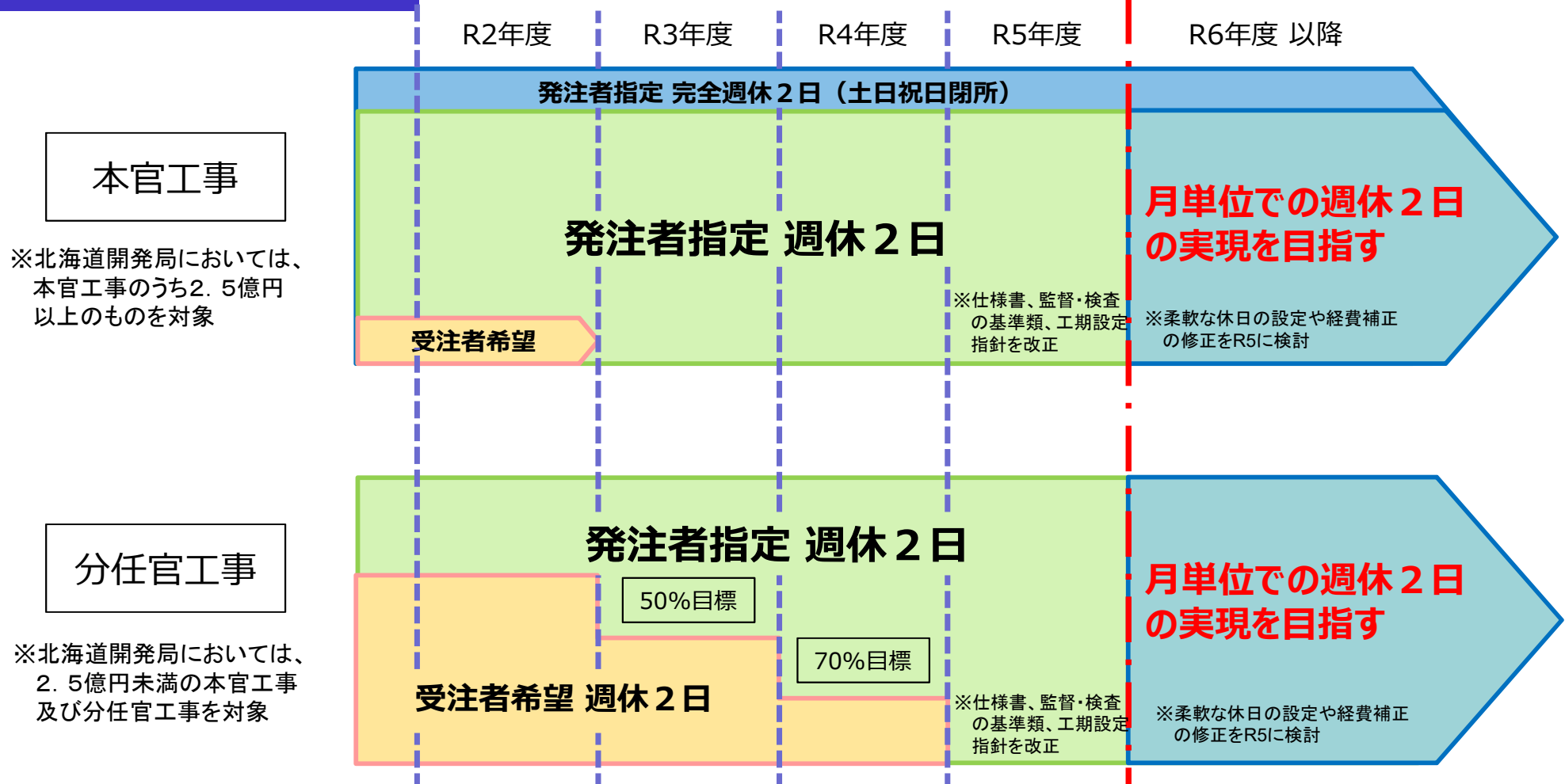
- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】**

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



① 週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】

仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定

- i) 受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。
- ii) 発注者による監督・検査において、週休2日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。
- iii) 週休2日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。
(加点項目から削除・遵守項目に追加)

<施工計画書>

法定休日と所定休日の記載を追加

<法定休日と所定休日の設定例>

月	火	水	木	金	土	日
---	---	---	---	---	---	---

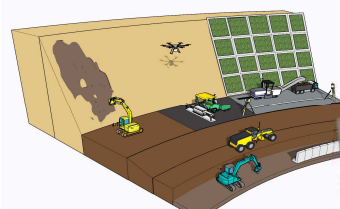
※受注者の法定休日・所定休日
を基に自ら設定

受注者



<施工(監督)>

週休2日の実施状況を確認



監督職員
(発注者)

<検査(成績評定)>

週休2日の実施状況を確認、
週休2日を前提とした成績評定



検査職員
(発注者)



施工計画書

施工
(監督)

検査
(成績評定)

②工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜工期への反映イメージ＞

工種	単位	数量	施工計画										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...	
準備	式	1	■		■	■	■			■			
道路土工	m ²	10,000		■	■	■	■			■			
排水構造物工	m	500		■	■	■	■			■			
舗装工	m ²	5,000			■	■	■			■			
付帯施設工	式	1			■	■	■			■			
区画線工	式	1			■	■	■			■			
後片付け	式	1			■	■	■			■		■	

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じて iii)、iv) を考慮。 雨休率：78%→89%

③柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】

閉所と交替制の柔軟な活用について、以下の通り試行（R3～R5に試行）

- i) 受注者の希望に応じ、工期を通じての交替制⇔閉所の変更を試行（R3・4年度に試行）
- ii) 受注者の希望に応じ、工期の一部での閉所から交替制への途中変更を試行（R5年度）

<工期の一部で閉所から交替制に途中変更するイメージ>

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所	閉所	閉所	...

災害の発生により週休2日の閉所が困難に

「交替制」に変更し
個人レベルでは
週休2日を確保

④経費補正の修正【令和5年度に検討】

月単位で週休2日を達成できた工事について、令和5年度の諸経費動向調査や労務費調査の結果を踏まえ、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討

これまでの経費補正

1月

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

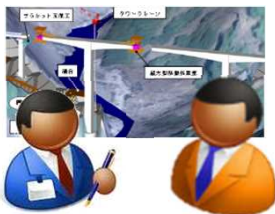
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位では週休2日が達成できていない

工期全体で週休2日を達成することを前提に経費補正



R5の検討

1月

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

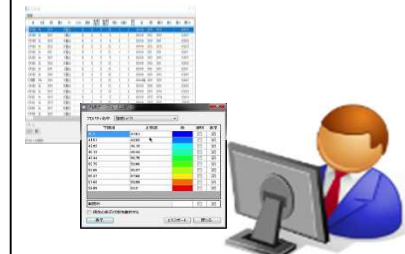
2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位で週休2日を達成できている工事に要した費用を分析し経費補正を検討



⑤他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】

各地域の発注者協議会等を通じて、取組を促進。定期的に取り組状況を確認・公表。

令和5年1月末時点での
一斉閉所の取組状況

凡 例

- 月に3回以上実施
- 月に2回程度実施
- 月に1回程度実施
- 年に数回実施

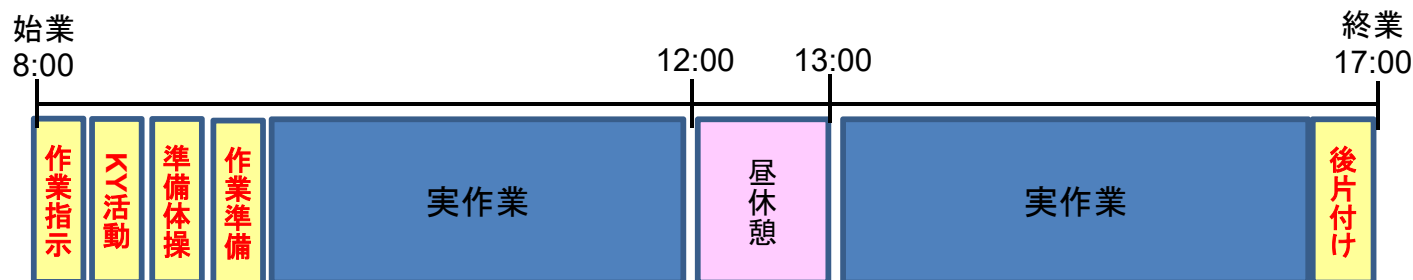


一斉閉所の実施状況 令和5年1月末時点			
地方整備局	地 域	実施内容	
北海道	北海道	毎月2回統一土曜日	
東北	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	毎月第2・4土曜日	
	青森県	毎月第2土曜日	
関東	茨城県	毎月第1、2、3、4土曜日	
	埼玉県	年に数回以上	
北陸	新潟県 富山県 石川県	毎月第2・4+1週の土日曜日	
中部	静岡県	毎月第2・4土曜日	
	愛知県 岐阜県 三重県	毎月第2土曜日	
	近畿	近畿全域	※令和5年度より毎月第2土曜日に一斉閉所を実施予定
中国	鳥取県 島根県 岡山県	毎月第2・4土曜日	
	広島県	土曜日閉所を月1回	
	山口県	毎月第2土曜日	
	四国	四国全域	毎月第2土曜日
	九州	九州全域	年に数回以上
沖縄	沖縄県	毎月第4土日曜日	

1. (2) 時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

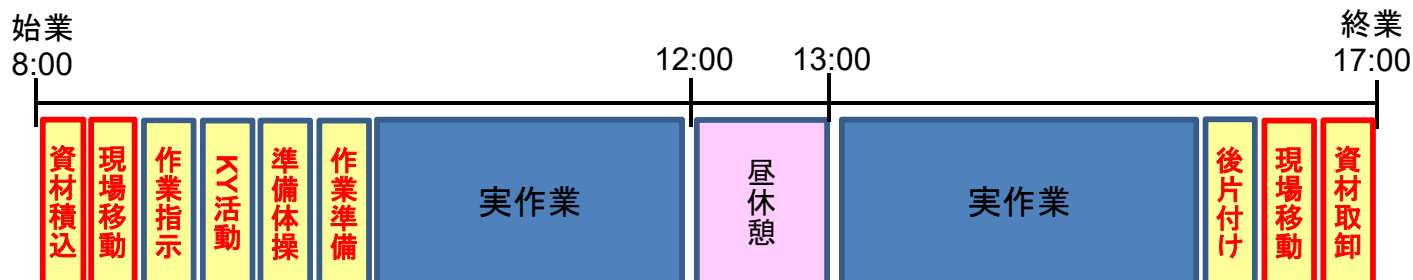
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

1. (3) 工事積算における熱中症対策の充実

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※¹を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の
数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times 3 \text{ を日数換算し、平均した値 (対象：5か年)}$$

※3：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※2

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等の特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x～Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※1) 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温 2 8℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温 3 0℃以上」に戻す予定。

※2) 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

猛暑日を含めた雨休率の算出【参考】

＜猛暑日を含めた雨休率の考え方＞

【定義】猛暑日日数：年ごとのWBGT値31以上の時間※1を日数換算し、平均した値（対象：5か年）

※1：8時～17時の間のデータを対象とする。

$$\text{雨休率} = \frac{\text{休日数} + \text{降雨・降雪等日数} + \text{猛暑日日数（上述【定義】により算出した日数）}}{\text{実働日数}}$$

＜WBGT値を使った猛暑日日数の求め方＞

- WBGT値31以上の時間数を集計し、日数換算する（日数 = WBGT31以上の時間数 / 8h）

＜例：埼玉県さいたま＞ 【使用データ】環境省のWBGT値※2（5か年分：2017年～2021年）

年	月	WBGT値31以上の時間数（h）	日数換算値（日）
2017	6		
	7	30.00	3.75
	8	24.00	3.00
	9		
計		54.00	6.75

年	月	WBGT値31以上の時間数（h）	日数換算値（日）
2019	6	1.00	0.13
	7	34.00	4.25
	8	53.00	6.63
	9	19.00	2.38
計		107.00	13.38

年	月	WBGT値31以上の時間数（h）	日数換算値（日）
2021	6		
	7	15.00	1.88
	8	59.00	7.38
	9		
計		74.00	9.25

年	月	WBGT値31以上の時間数（h）	日数換算値（日）
2018	6	1.00	0.13
	7	79.00	9.88
	8	71.00	8.88
	9	4.00	0.50
計		155.00	19.38

年	月	WBGT値31以上の時間数（h）	日数換算値（日）
2020	6		
	7	6.00	0.75
	8	72.00	9.00
	9	33.00	4.13
計		111.00	13.88

- 日数換算値の年平均値を算出する

$$(6.75 + 19.38 + 13.38 + 13.88 + 9.25) / 5 = 12.53 \text{日}$$

← **猛暑日日数**

※2：環境省熱中症予防情報サイト (https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

2. (1)大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

		岩手・宮城・福島県内	熊本県内	広島県内
復興係数 間接工事費を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1	R1.8.19
	対象工事	直轄土木工事	直轄土木工事	直轄土木工事
	補正率	共通仮設費： <u>1.5⇒1.3へ変更</u> 現場管理費： <u>1.2⇒1.1へ変更</u> ※ただし、福島県については、次年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、それまで適用を猶予する(福島県内ではR5年度は現行の係数を適用)	共通仮設費：1.1 現場管理費：1.1	共通仮設費：1.1 現場管理費：1.1
復興歩掛 歩掛の日当たり標準作業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工	土工	土工
	補正率	土工：標準作業量を10%低減	土工：標準作業量を20%低減 ⇒ <u>10%低減へ変更</u> ※ただし、不調不落の状況から、次年度の実態調査結果も踏まえて適用を検討することとし、それまでは適用を猶予する(R5年度は20%減を適用)。	土工：標準作業量を20%低減 ⇒ <u>10%低減へ変更</u>

2. (2) 総価契約単価合意方式(後工事の間接費の調整について)

- 前工事契約後、後工事契約前に間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の率式が改定された場合、改定後の率式が後工事の間接費に反映されないという課題があった。
- こうした課題を解消するため、間接費の率式の改定を反映する「調整率」を新たに導入する。

後工事の間接費（前工事から継承する場合）

後工事の間接費

$$= \boxed{B} \times \boxed{C} \times \boxed{D} \times \boxed{E} - \boxed{C1}$$

「前工事+後工事」(合算工事)の間接費の率分の対象額
前工事の間接費の率分
前工事で適用した積算基準の率式による低減割合(補正係数の変更に伴う変動率含む)
積算基準(間接費の率式)の改定に伴う調整率
前工事の間接費(率分)の合意金額

後工事を対象に契約時点の最新積算基準を反映するため、調整率を新たに導入

※ 前工事から継承する場合と後工事単独の場合とを計算し、安価となる方を間接費として採用する考え方はこれまでと同様

(参考) 後工事の試算例

(試算結果)

- ✓ 後工事の工事価格（前工事から継承する場合）
※税抜き価格で試算

【調整率導入前】 約139億円



【調整率導入後】 約147億円

共通仮設費率：5.2%
現場管理費率：21.0%

共通仮設費率：6.7%
現場管理費率：26.3%

(試算条件)

- ✓ 前工事：直接工事費 約200億円
・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の単価合意率：95.0%
- ✓ 後工事：直接工事費 約100億円
- ✓ 後工事の前に以下のように間接費の率式が改定されたと仮定
・共通仮設費の率式（20億円超：5.5% → 7.0%）
・現場管理費の率式（20億円超：22.0% → 28.0%）

4. (1) 1) ICT施工における積算基準の当面の運用

- ICT施工において、3次元座標値による出来形管理や3次元データ納品等に要する経費については、令和2年度より、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じることで計上している。
- その後、地域を地盤とする一般土木C、D等級企業での取組が拡大しているほか、3次元座標値による出来形管理等の内製化も進んでいる。
- **より実態に即した積算となるよう、当面、補正係数により算出される金額と見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする。**



現行

項目	計上項目	積算方法
① 3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収による積上げ
② 3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収による積上げ
③ ICT建機施工 (保守点検) (システム初期費)	直接工事費	損料または賃料
	共通仮設費	算定式による積上げ
④ 3次元出来形管理	共通仮設費	補正係数の設定
⑤ 3次元データ納品	共通仮設費	補正係数の設定
その他	現場管理費	補正係数の設定

共通仮設費補正	1.2
現場管理費補正	1.1

当面の運用改善

積算方法
見積徴収による積上げ
見積徴収による積上げ
損料または賃料
算定式による積上げ
定額による積上げ

当面、補正係数により算出される金額と、見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする。

4. (1) 2) 土木工事標準歩掛

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いるもので、標準的な施工条件下での労務工数、材料数量、機械運転時間など、単位施工量当り又は日当りの所要量を工種ごとにとりまとめたもの。

「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規及び既存制定工種を改定。

(1) 新たに制定した工種【3工種】

- ① 浚渫工（バックホウ浚渫船）（ICT）、② 砂防土砂仮締切・砂防大型土のう仮締切
- ③ 橋梁検査路架設工

(2) 日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【7工種】

- ① 原動機燃料消費量、② 深礎工、③ 足場工、④ 浚渫工（バックホウ浚渫船）、
- ⑤ ポストテンション桁製作工、⑥ プレキャストセグメント主桁組立工、⑦ PC橋片持架設工



工種名：浚渫工（バックホウ浚渫船）（ICT）



工種名：砂防土砂仮締切
・砂防大型土のう仮締切



工種名：橋梁検査路架設工

4.(1)3) 施工パッケージ型積算関係

施工パッケージは、土木請負工事費の積算に用いるもので、標準的な施工条件下での単位施工量当り「単価」(機械経費、労務費、材料費を含む)を施工パッケージ毎に設定したものである。

毎年度、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ単価を制定・改定してきている。

また、施工パッケージ標準単価は、施工実態の変動を反映させるとともに、機械、労務、材料単価の物価変動による乖離が生じないように、毎年度単価の更新を行ってきている。

施工パッケージ関係 【5工種】

1) 新規制定【3工種】

- ①現場発生品及び支給品費、 ②モルタル練工、 ③排水構造物工(ヒューム管)

2) 日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【2工種】

- ①コンクリートブロック積(張)工、 ②目地・止水板設置工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料)」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量を「施工パッケージ型積算方式標準単価表(参考資料)」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載(令和5年3月末公表予定)。

(http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

4.(2)鋼橋製作工関係

- 鋼橋製作工の歩掛、副資材費について、製作現場の実態を踏まえ改定。
- 桁輸送費について、燃料費などの輸送費用の実態を踏まえ改定。

【鋼橋製作工】

●材料費

副資材費(溶接などの消耗材料)

現行	改定
16,400円/t	17,300円/t

●製作費

鋼橋製作費(標準工数(人/個))

種別		現行	改定
単純鋼桁	大型材片	1.15	1.48
	小型材片	0.25	0.32

横断歩道橋製作費(標準工数(人/t))

種別		現行	改定
階段部	I 桁	9.9	13.8
高欄部	高欄	11.6	14.5

●桁輸送費

種別	現行	改定
箱桁(鋼床版箱桁のみ)	$Y=26.38X+13,472$	$Y=23.93X+16,437$
橋脚	$Y=26.12X+8,518$	$Y=23.44X+15,721$

Y: 輸送単価(円/t)

X: 輸送距離(km)

4.(3)電気通信工事に関する歩掛の改定

実態調査の結果を踏まえ、電気通信工事に関する標準歩掛を改定する。

電気通信編の改定

1) 歩掛改定

① 直流電源設置工(※)

【直流電源装置据付】

・24V系の機器を対象とする作業種別を削除

【直流電源装置調整】

・24V系の機器を対象とする作業種別を削除

・48V系の作業種別については実態調査の結果から細別規格を無くし1つに統合

※停電時においても多重無線設備等に直流の電源を供給する装置の設置・調整に係る歩掛。



直流電源設備の例

4.(4)設計業務等標準歩掛

以下の標準歩掛等について、最新の技術基準への対応や実態調査の結果を踏まえ、既存歩掛を改定する。

(1) 土木設計業務 橋梁予備設計の改定項目

①標準歩掛、②地震時保有水平耐力法による耐力照査、③関係機関との協議資料作成、④現地踏査
⇒この改定により、業務価格が約1,000万円の業務※¹で約20%（約200万円）増加。

※¹ 橋梁予備設計業務：R4単価を使用して試算。

(2) 土木設計業務 橋梁詳細設計の改定項目

①橋台工（逆T式橋台）②橋台基礎工（場所打杭（深礎杭を除く））、③架設計画（Ⅰ工法）架設工法（Ⅲ）
⇒この改定により、業務価格が約4,000万円の業務※²で約4%（約160万円）の増加。

※² 橋梁詳細設計：R4単価を使用して試算。

(3) 調査、計画業務 橋梁定期点検業務の改定項目

①状態の把握（点検）②点検調書の作成（状態の把握（点検））

⇒この改定により、業務価格約3,000万円の業務※³で約5%（約150万円）の増加。

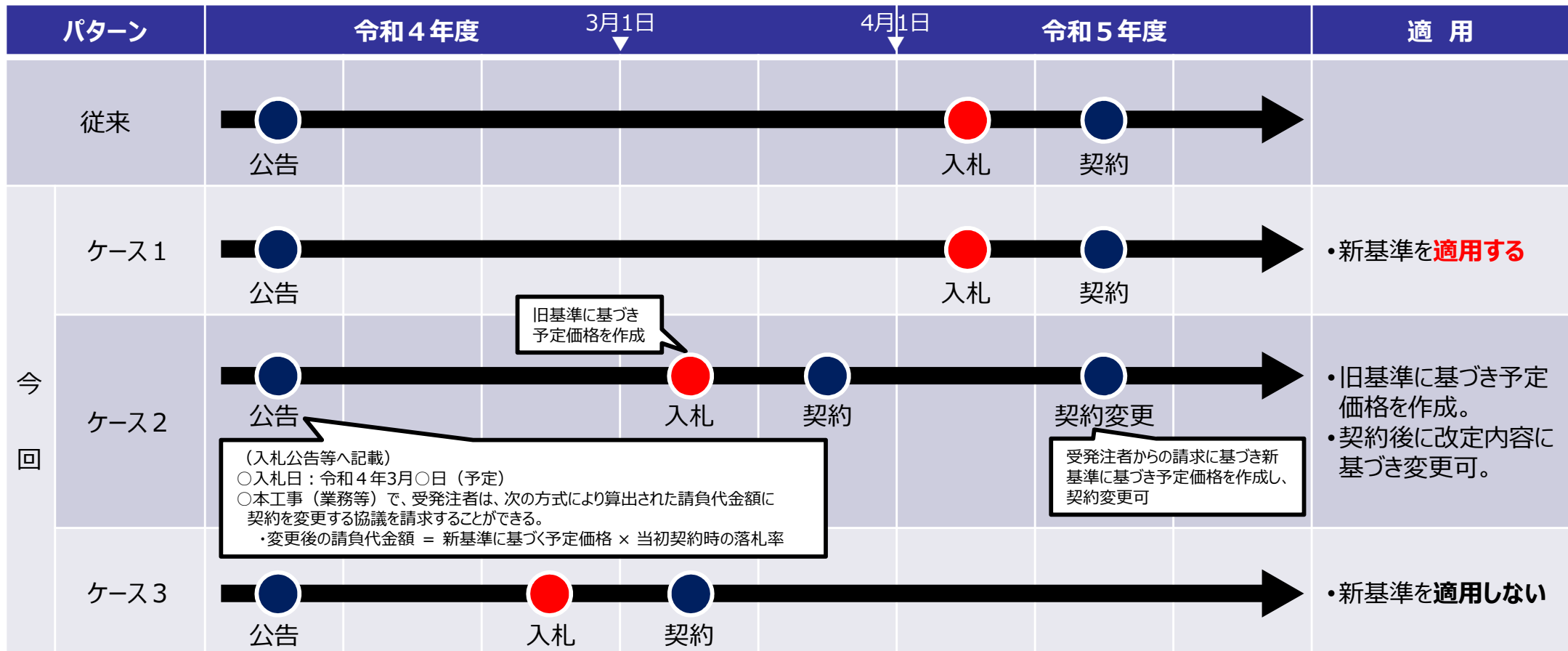
※³ 橋梁定期点検：R4単価を使用して試算。

新基準の適用スケジュール

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用

※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン



※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。
 （電気通信関連工事・業務も同様に適用）